

## 「堺製品の海外展開に向けたワークショップ業務」委託提案書作成要領

### 1. 業務名称

堺製品の海外展開に向けたワークショップ業務

### 2. 業務内容

別紙「堺製品の海外展開に向けたワークショップ業務」仕様書のとおり

### 3. 参加に係る手続き

#### (1) 参加意向申出書について

本プロポーザルに参加意向のある者は、参加意向申出書を提出してください。

#### ア 提出期限

平成 30 年 6 月 8 日（金）午後 5 時 必着

#### イ 提出先

〒591-8025 堺市北区長曾根町 183-5

公益財団法人堺市産業振興センター 販路開拓課

齋藤・山本

TEL : 072-255-1223 FAX : 072-255-5200

E-mail : yamamoto@sakai-ipc.jp

#### ウ 提出方法

直接持参または郵送（FAX 不可）すること。

【持参の場合】上記提出期限までの午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記 3 担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

### 4. プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 3 条の規定に該当しない者。

(2) 堺製品の海外展開に向けたワークショップ業務プロポーザル参加意向申出書提出締切日から審査結果通知日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定

を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (3) 堺製品の海外展開に向けたワークショップ業務プロポーザル参加意向申出書提出締切日から審査結果通知日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者。
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。

## 5. 日程

- |                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 公募開始日             | 平成 30 年 6 月 6 日（水）      |
| (2) 参加意向申出書提出締切       | 平成 30 年 6 月 8 日（金）      |
| (3) 質疑締切日             | 平成 30 年 6 月 8 日（金）      |
| (4) 質疑回答日             | 平成 30 年 6 月 11 日（月）     |
| (5) プロポーザル参加資格確認結果通知日 | 平成 30 年 6 月 11 日（月）     |
| (6) プロポーザル参加辞退届提出締切日  | 平成 30 年 6 月 13 日（水）     |
| (7) 企画提案書等提出締切日       | 平成 30 年 6 月 20 日（水）     |
| (8) 審査結果(採否)通知日       | 平成 30 年 6 月 25 日（月）【予定】 |
- 優先交渉権者決定

※ 本業務についての説明会を実施する予定はない。

※ 質疑、参加資格確認申請書、企画提案書等は公募開始日から提出可能とする。

## 6. 応募書類の配付

平成 30 年 6 月 6 日（水）から平成 30 年 6 月 8 日（金）午後 5 時まで、堺市産業振興センターホームページからダウンロードする。

堺市産業振興センターホームページ：<http://www.sakai-ipc.jp>

## 7. 提出書類

- (1) プロポーザル参加意向申出書提出

企画提案書等を提出（プロポーザル参加）する者は、下記のとおり「プロポーザル参加意

向申出書」を提出すること。

① 提出書類

(ア) プロポーザル参加意向申出書の提出

- ・必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。

(イ) 法人市民税の納税証明書（個人の場合は市民税。写し可。）直近3か月以内

- ・提出部数は1部とする。

(ウ) 国税の納税証明書（法人はその3の3、個人はその3の2を必ず添付すること。）

- ・提出部数は1部とする。

② 提出期限

平成30年6月8日（金）午後5時まで

③ 提出先

前記3の担当課まで

④ 提出方法

直接持参または郵送（FAX不可）すること。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記3担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

※前記4のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。参加意向申出書を提出した事業者に対して、参加の可否について、平成30年6月11日（月）に通知する。

(2) 企画提案書等の提出

① 提出書類

(ア) 企画提案書

- ・別紙仕様書に基づき、次の項目について提案書を作成すること。

- (1) 業務の概要
- (2) 業務実施スケジュール
- (3) 事業参加企業の募集及び選定
- (4) ワークショップの開催
- (5) アドバイザーの招聘
- (6) 事業実施結果の評価を踏まえた報告書の作成
- (7) 本業務と同様の事業の実施経験の有無と実績

(イ) 見積書

- ・本業務の実施に要する費用の内訳（項目、条件、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書（任意形式）を作成すること。また、積算の内容が分かるように、項目ごとに別紙で明細書を作成すること。明細書はできるだけ詳細に記載すること。
- ・消費税がかかる事業者にあつてはその金額を含むこと。

- ・見積書の提案上限金額は金 4,000,000 円（消費税を含む）とし、上限金額を超える提案があった場合は失格とする。

- ※ 企画提案書及び見積書については、コンペティション番号を記入のうえ、表紙とすること（宛名やタイトルも記入する）。
- ※ コンペティション番号とは、参加表明をされた方に、後日発行する審査用の整理番号のことである。
- ※ 見積書記入に関しては、提案者の書式にて提出すること。

## ② 提出期限

平成 30 年 6 月 20 日（水） 午後 5 時まで

## ③ 提出先

前記 3 の担当課まで

## ④ 提出方法

直接持参または郵送（FAX 不可）すること。

【持参の場合】 上記提出期限までの午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】 上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記 3 担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

※提出の際には、当センターから交付した関係書類を全て返却すること。

## 8. 提出書類関係

### (1) 様式等

#### ① 企画提案書

- ・ A4 版 横書き 片面刷 左綴じ

ただし、吹き出しやコメントの挿入のための縦書きは可とする。

また、各資料における文字その他に関しては 12 ポイント以上とすること。

枚数に関しては各社による。

- ・表紙には以下の事項を記入すること。

（宛 名） 公益財団法人堺市産業振興センター 理事長

（タイトル） 堺産品の海外展開に向けたワークショップ業務

（提出年月日）

- ・社名、代表者名、ロゴ、暗号など会社を特定するようなことは一切記入しないこと。

また、これらを記入した紙片などをはさまないこと。

※このような行為があった場合は失格となる場合があるので十分確認して提出すること。

#### ② 見積書

- ・ A4 版 横書き 片面刷 左綴じ

枚数・様式に関しては各社によるが、見積り詳細が分かるようにすること。

① ワークショップ開催費と②アドバイザー招聘費の各々の額が分かるようにすること。

・記載の宛名等は以下のとおり記入すること。

(宛 名) 公益財団法人堺市産業振興センター 理事長

(タイトル) 堺製品の海外展開に向けたワークショップ業務

(見積年月日)

## (2)提出部数

### ①提案書

・表紙に貴社の社名、代表者職氏名を記載のうえ、社印、代表者印を押印した正式なもの1部。

・貴社の社名、代表者職氏名が無記載で無押印の審査用のもの7部。

### ②見積書

・表紙に貴社の社名、代表者職氏名を記載のうえ、社印、代表者印を押印した正式なもの1部。

・貴社の社名、代表者職氏名が無記載で無押印の審査用のもの7部。

### ③電子データ

・提案書(PDF形式)と見積書(PDFもしくはエクセル)をCD-ROM 1枚にまとめたものを提出すること。

## 9. 提案書作成に関する質問受付

提案書作成に関して疑義が生じた場合には、前記3の担当課担当者まで、FAXもしくは電子メールにて問い合わせること。FAX又は電子メール送付後、速やかに担当課まで電話をし、必ず到達確認をすること。

なお、質問受付の締め切りは6月8日(金)午後5時までとし、それ以後は一切受け付けない。質問と回答は、プロポーザル参加資格者全員に回答するものとする。

## 10. 提案書提出の辞退

プロポーザル参加意向申出書を提出後、提案書を提出しない(プロポーザルの参加を辞退する)場合は、「プロポーザル参加辞退届」に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印若しくはサインし、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。また、その際には、当センターから交付した関係書類はすべて返却すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

(1)辞退届提出期限

平成 30 年 6 月 13 日（水）午後 5 時まで

(2)提出先

前記 3 の担当課まで

(3)提出方法

直接持参または郵送（FAX 不可）すること。

【持参の場合】上記提出期限までの午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記 3 担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

11. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1)提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2)見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (3)提出期限までに書類が提出されない場合
- (4)提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)
- (5)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6)著しく信義に反する行為があった場合
- (7)契約を履行することが困難と認められる場合
- (8)企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (9)本事業について 2 案以上の企画提案をした場合
- (10)審査の公平性に影響を与える行為があった場合

12. 企画提出書等の審査

(1)審査基準及び配点表

別添審査基準及び配点表のとおり

(2)審査方法

- ・提出書類は当センターに設置する堺産品の海外展開に向けたワークショップ業務委託に係る受託者選定委員会において審査し、総合的に判断し、最も優秀であると認められた 1 者を選定する。
- ・提出書類の内容についてはプレゼンテーションの実施を予定しているため、日時詳細については別途連絡を行う。
- ・審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- ・審査内容、結果についての異議は認められない。

(3)審査結果

審査結果は採否に関わらず、6月25日（月）（予定）に通知する。

(4)優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者、1者を選定し、優先交渉権者として決定する。ただし、選定委員会の審査の結果によっては、優先交渉権者の決定を行わないこともある。また、審査対象者が1者の場合は、審査内容を基に選定する。

13. 契約の締結

(1)契約者の決定

①優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。

②優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

なお、当初の優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと当センターが判断した場合及び契約不成立により当センターに著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

(2)契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

(2) 契約保証金

本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の10/100以上とする（ただし、利子は付さない）。

なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

ア 保険会社との間に当センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

イ 過去2年間に、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体並ぶその他の公的機関を、種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないおそれがないと認めるとき。（なお、履行証明書は契約締結日までに用意すること。）

ウ 契約金額が、1,000,000円以下で、かつ契約を履行しないおそれがないと認めるとき。

徴収した契約保証金は、契約履行後に全額還付する。（利子は付さない。）

14. その他

(1)提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には当センターの責任において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。

- (2)提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3)成果物の作成にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (4)企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (5)本業務にかかる制作物の著作権は、当センターに帰属する。製作にあたっては第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフトなどを使用するときは著作権法上に定められた手続きを行うこと。もし、これらの問題が生じても、当センターは一切の責任を負わない。
- (6)選定後に詳細な協議を行い、当センターが協議内容及び見積金額を承認した後に契約を行う。協議が不調に終わった場合は、プロポーザルの第2順位の者を改めて選定する場合がある。また協議が不調に終わった場合に生じた経費については、当センターでは一切負担しない。